

船橋市中央・東・北図書館に 指定管理者制度を導入しています

船橋市図書館は、昭和 21 年に市役所内に設置されてから今日まで、市民の皆様と共に歩んでまいりました。平成 29 年 4 月 1 日からは、市内にある 4 図書館のうち 3 図書館（中央・東・北）に指定管理者制度を導入しました。

これからは、市の職員により運営する西図書館を含めた 4 図書館で、民間事業者のノウハウも活かしながら、きめ細やかなレファレンスサービスや読書相談が気軽に行える環境の整備、講演会等多彩なイベントの開催など、更なる図書館サービスの向上を図り、市民の皆様の「読みたい・調べたい・学びたい」に応える地域の情報拠点を実現していきます。

☆各館の特色を活かす図書館づくり

中央図書館はビジネス支援、東図書館は教育、北図書館は緑の情報に力をいれ、サービス拡充に努めます。

☆こんなイベントをやっています！

図書館講座や、中央図書館の育児コンシェルジュなど、様々な事業を企画・実施しています。

指定
管理者

☆きめ細かな情報発信

指定管理者独自開設のホームページや、中央図書館に設置したデジタルサイネージで情報発信を行っています。

利用者の皆様のお声に耳を傾けながら
皆様に愛される図書館運営を
行ってまいります。



【指定管理者】TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体

構成員（代表者）

株式会社図書館流通センター

構成員

野村不動産パートナーズ株式会社

「指定管理者制度」とは？

平成 15 年 9 月に地方自治法が改正され、公の施設の管理に指定管理者制度が導入されました。これにより、公の施設の管理を民間企業も含めた幅広い団体に行わせることができるようになりました。

指定管理者制度は多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的とするものです。

お問い合わせ

船橋市西図書館：047-431-4385

船橋市東図書館：047-463-3611

船橋市中央図書館：047-460-1311

船橋市北図書館：047-448-4899